政令第二百三号

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令(昭和四十年政令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一北海道の部枝幸の項中「幸町三角点(一二メートル)(北緯四四度五六分一六秒東経一四二度三五分一〇秒)から一三三度二六五メートル」を「北見枝幸港島防波堤灯台(北緯四四度五五分四八秒東経一四二度三六分二秒)から三〇六度一、一六五メートル」に改め、同部霧多布の項中「四八メートル」を「四七メートル」に改め、同部十勝の項中「二七メートル」を「二六メートル」に改め、同部様似の項中「様似港東防波堤灯台(北緯四二度七分三三秒東経一四二度五五分)から三五〇度四九五メートル」を「様似港外西防波堤灯台(北緯四二度七分二六秒東経一四二度五四分四〇秒)から二八度七九五メートル」に改め、同部苫小牧の項中「七メートル」を「六・七メートル」に、「下厚真三角点(五メートル)(北緯四二度三六分四九秒東経一四一度四八分三九秒)から一五五度三〇分八、四五〇メートル」を「苫小牧港東港地区東防波堤灯台(北緯四二度三四分四九秒東経一四一度四六分一七秒)から一二〇度三〇分七、八四〇メートル」に改め、同部臼尻の項中「一一メートル」を「一〇メートル」に改め、同部天売の項中「天売港東防波堤灯台(北緯四四度二六分二六秒東経一四一度一九分四〇秒)」を「天売港北防波堤灯台(北緯四四度二六分二二秒東経一四一度一九分五二秒)から二九二度三〇分三〇五メートルの地点」に改める。

別表第一青森県の部佐井の項中「糠森三角点(一〇メートル)(北緯四一度二五分四六秒東経一四〇度五一分一八秒)から一二度三〇分四七〇メートル」を「佐井港北防波堤灯台(北緯四一度二六分一一秒東経一四〇度五一分三八秒)から二二七度三〇分四八五メートル」に改め、「並びに大佐井川大佐井橋及び古佐井川古佐井橋各下流の河川水面」を削る。

別表第一山形県の部由良の項中「天神岩北端から倉泉岩まで引いた線、同地点から浅瀬埼(北緯三八度四三分四三秒東経一三九度四一分四二秒)まで引いた線」を「由良港倉泉岩灯標(北緯三八度四三分二八秒東経一三九度四〇分二五秒)から一六四度三〇分に引いた線、同灯標から七六度に引いた線」に改め、「並びに村上橋下流の村上川水面」を削る。

別表第一新潟県の部中能生の項の前に次のように加える。

姫　川	姫川港沖防波堤東灯台(北緯三七度二分八秒東経一三七度五〇分五九秒)から一三一度九八〇メートルの地点から〇度一、六三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三六度二、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表第一石川県の部宇出津の項中「宇出津三角点(三〇メートル)(北緯三七度一八分東経一三七度九分八秒)から九〇度六八〇メートル」を「宇出津灯台(北緯三七度一七分五九秒東経一三七度九分八秒)から八六度六九五メートル」に改める。

別表第一三重県の部四日市の項中「富洲原灯台(北緯三五度一五秒東経一三六度三九分五七秒)から六五度三〇分三、三〇〇メートル」を「四日市港東防波堤北灯台(北緯三四度五七分五九秒東経一三六度四〇分一一秒)から二五度三〇分六、一五〇メートル」に改める。

別表第一山口県の部厚狭の項中「一一五メートル」を「一一四メートル」に改める。

別表第一香川県の部丸亀の項中「並びに城北水門下流の東汐入川水面」を削る。

別表第一高知県の部上川口の項中「上川口港灯台(北緯三三度二分一一秒東経一三三度三分三四秒)から三四九度二一五メートル」を「上川口港第五防波堤西灯台(北緯三三度二分二秒東経一三三度三分一二秒)から四七度三〇分七四五メートル」に改める。

附　則

この政令は、平成二十一年八月二十日から施行する。

国土交通大臣　金子　一義

内閣総理大臣　麻生　太郎

告　示

○法務省告示第三百六十五号

不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号(これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。)並びに不動産登記規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則(昭和六年司法省令第二十二号)第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則(昭和三十年法務省令第四十七号)第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則(平成十七年法務省令第二十七号)第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則(平成十七年法務省令第二十九号)第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則(平成十七年法務省令第三十号)第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十一年八月七日

法務大臣　森　英介

指定の効力が生ずる日　平成二十一年八月三日

登記所
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令(平成二十一年法務省令第三十五号)の規定によりその商業登記の事務が宇都宮地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の宇都宮地方法務局大田原支局

附　則

この告示は、平成二十一年八月七日から施行する。

○外務省告示第四百十三号

平成二十一年七月二十二日にブラジリアで、社会保障融資拠出金(COFINS)等の免除に関する次の書簡の交換がブラジル連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十一年八月七日

外務大臣　中曽根弘文

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千四年十二月二十九日のブラジル連邦共和国の法律第一万一千五十一号第二十条の規定により改正された二千二年十一月十三日のブラジル連邦共和国の法律第一万五百六十号第四条の規定の実施を目的とする日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の次の了解を確認する光栄を有します。

1　日本国政府は、日本国内において業務を行うブラジル連邦共和国の運輸業者が、この書簡及び閣下の返簡の交換の日までにおいて、ブラジル連邦共和国の社会統合計画拠出金、社会投資基金拠出金及び社会保障融資拠出金に相当する取引高税を課されていないことを確認する。

2　日本国政府は、相互主義に基づく待遇に留意して、次のとおり了解する。

(a)　二千一年八月二十四日の臨時措置令第二千百五十八―三十五号第十四条V及び1の規定に従い、ブラジル連邦共和国内において業務を行う日本国の運輸業者は、社会統合計画拠出金及び社会保障融資拠出金を免除される。

(b)　二千四年十二月二十九日のブラジル連邦共和国の法律第一万一千五十一号第二十条の規定により改正された二千二年十一月十三日のブラジル連邦共和国の法律第一万五百六十号第四条の規定に従い、かつ、二千三年十二月三十日の国庫検察局及び国税局の合同規則第六号に定める手続に妥当な考慮を払い、社会統合計画拠出金、社会投資基金拠出金及び社会保障融資拠出金に基づいてブラジル連邦共和国内において業務を行う日本国の航空運輸業者に課された料金であって、二千一年八月二十四日の臨時措置令第二千百五十八―三十五号第十四条V及び1の規定が対象とする日の前日までに生じた課税事象に関するものは取り消され、かつ、当該賦課はあらゆる目的のためにも無効であることが宣言される。

本使は、更に、この書簡及びブラジル連邦共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年七月二十二日にブラジリアで

ブラジル連邦共和国駐在

日本国特命全権大使　島内憲

ブラジル連邦共和国

外務大臣　セルソ・アモリン閣下